

《資料編》

1. 策定経過

開催日	会議名称	内容
平成24年11月26日(月)	第1回検討部会	<ul style="list-style-type: none">委員会運営計画策定の趣旨について現況と課題についての検討
平成24年12月11日(火)	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none">委員会運営計画策定の趣旨について現況と課題についての検討
平成24年12月17日(月) ～平成24年12月21日(金)	第1回住民説明会	<ul style="list-style-type: none">計画策定の趣旨について調査結果の報告現況と課題についての意見聴取
平成24年12月17日(月) ～平成25年1月16日(水)	自治会長ヒアリング	<ul style="list-style-type: none">現況と課題についての意見聴取
平成25年1月22日(火)	第2回検討部会	<ul style="list-style-type: none">住民説明会の報告計画素案についての検討
平成25年1月29日(火)	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none">住民説明会の報告計画素案についての検討
平成25年2月7日(木) ～平成25年2月15日(金)	第2回住民説明会	<ul style="list-style-type: none">計画素案についての意見聴取
平成25年2月8日(金) ～平成25年2月22日(金)	素案に対する意見募集	<ul style="list-style-type: none">計画素案についての意見募集
平成25年2月28日(木)	第3回検討部会	<ul style="list-style-type: none">計画案についての検討
平成25年3月8日(金)	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none">計画案についての検討

2. 策定委員会設置要綱及び委員名簿

宜野湾市告示第 62 号

宜野湾市墓地基本計画策定委員会設置要綱を次のとおり定める。

平成 24 年 10 月 26 日

宜野湾市長 佐喜眞 淳

(設置)

第 1 条 墓地に対する適切な規制及び誘導のための区域設定、既存墓地の取扱い、墓地需要への対応等の施策課題について検討するとともに、墓地行政の基本的方針を示す宜野湾市墓地基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、宜野湾市墓地基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第 2 条 委員会が審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画についての調査及び検討に関する事項
- (2) その他基本計画策定に必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうち市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 宜野湾市自治会長会を代表する者
- (3) 宜野湾市婦人連合会を代表する者
- (4) 宜野湾市老人クラブ連合会を代表する者
- (5) 市の職員
- (6) 前各号のほか市長が必要であると認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命された日から基本計画策定に係る審議が終了するまでの間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長等)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合は、あらかじめ指定した者を代理させることができる。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集するものとする。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境対策担当課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

宜野湾市墓地基本計画策定委員会 委員名簿

No.	氏名	所属	備考
1	田名 真之	沖縄国際大学 総合文化学部 社会文化学科 教授	委員長
2	堤 純一郎	琉球大学 工学部 環境建設工学科 教授	副委員長
3	稲福 みき子	沖縄国際大学 総合文化学部 社会文化学科 教授	
4	多和田 真隆	宜野湾市老人クラブ連合会 会長	
5	新城 嘉隆	宜野湾市自治会長会 会長	
6	平良 エミ子	宜野湾市婦人連合会 会長	
7	宮城 豊信	宜野湾市市民経済部 部長	
8	和田 敬悟	宜野湾市企画部 部長	
9	石原 昌次	宜野湾市建設部 部長	

3. 検討部会設置要綱及び委員名簿

平成 24 年 11 月 7 日
市民経済部長決裁

宜野湾市墓地基本計画策定検討部会設置要綱を次のように定める。

(設置)

第 1 条 宜野湾市墓地基本計画（以下「基本計画」という。）及び墓地行政に関する事項を検討し、都市計画等まちづくり諸施策との整合性及び相互調整を行い、もって基本計画の円滑な策定及び墓地行政の推進を図るため、宜野湾市墓地基本計画策定検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

(審議事項)

第 2 条 検討部会が審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画及び墓地行政に関する事項
- (2) 策定委員会への提案に関する事項
- (3) その他基本計画策定に必要な検討事項

(組織)

第 3 条 検討部会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(部会長及び副部会長等)

第 4 条 検討部会に部会長及び副部会長を置き、部会長に市民経済部次長、副部会長に環境対策課長をもって充てる。

- 2 部会長は、検討部会を代表し、会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 部会員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合は、あらかじめ指定した者を代理させることができる。

(会議)

第 5 条 検討部会の会議は、部会長が招集するものとする。

- 2 検討部会は、部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第 6 条 検討部会の庶務は、環境対策担当課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、部会長が検討部会に諮り定める。

附 則

この要綱は平成 24 年 11 月 7 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

所 属	職 名
市民経済部	次長
市民経済部環境対策課	課長
市民経済部農水振興課	課長
建設部都市計画課	課長
建設部用地課	課長
建設部区画整理課	課長
建設部施設管理課	課長
企画部企画政策課	課長
基地政策部基地跡地対策課	課長



宜野湾市墓地基本計画

発行日 平成 25 (2013) 年 3 月

編集発行 宜野湾市 市民経済部 環境対策課

住所：〒901-2710 宜野湾市野嵩 1 丁目 1 番 1 号

電話：098-893-4411 (代表)

ホームページ <http://www.city.ginowan.okinawa.jp/>